

異業種交流のできる団体

いいだ法人

第144号

2021・1

冬 Winter

(題字 石井清美会長 筆) 一般社団法人 飯田法人会



謹賀新年

阿智村の黒丑舞

南信州は獅子舞の宝庫ですが、その中に珍しい黒丑舞があります。新型コロナ退散を祈願いたします。

受付
第 2 号

2021.25

(一社)飯田法人会

主な内容

| | |
|-------------------------|-----|
| 新年のご挨拶 | 2 |
| 表彰 (関東信越国税局表彰・県知事感謝状表彰) | 3 |
| 令和3年度税制改正に関する提言活動 | 4~5 |
| 税務署などより「確定申告会場来場について」 | 6~7 |
| 税理士会などより「消費税インボイス制度」 | 8~9 |
| 社労士コラム | |
| 「契約社員と正社員は何がどう違うのですか?」 | 10 |

| | |
|---------------------------|-------|
| 租税教育推進協議会 ポスター・絵はがき優秀作品表彰 | |
| 表彰者一覧表 | 11 |
| 絵はがきコンクール優秀作品と展示 | 12 |
| 茂原法人会創立70周年・ゴルフコンペ報告 | 13 |
| 支部事業・研修会報告 | 14~15 |
| お知らせ掲示板 | 15 |
| 編集後記 | 16 |

【法人会の会員無料、豊富なテーマの
オンデマンド・ネットセミナーご案内】

2020年、新型コロナウイルスの感
染拡大によって日本経済は危機に直
面しました。

今後もしばらく厳しい状況が続きそ
うですが、未来につながる新しい構造
変化が起きています。デジタル化の加
速、新常態への対応、グローバル・サブ
ライチーンの再構築など。アフター
コロナ時代の日本経済はいかに。
(ネットセミナーご案内はP.5参照)

みんなで回覧しましょう



返還先
〒395-0073 飯田市市松川町2211メルセビル1階

このお荷物はご依頼人様からお預かりした荷物を当社が差出人となって発送代行しています。

飯田法人会

〒395-0033 長野県飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階
TEL 0265(52)5775

確認印
社長



再生紙と大豆インキを使っています。

令和3年 新年のご挨拶



一般社団法人 飯田法人会
会長
石井 清美



飯田税務署長
遠山秀治

会員企業および役員の皆々様、新年明けましておめでとうございます。

皆々様方には穏やかに新春をお迎えのことと衷心よりお喜び申し上げます。旧年中は、私自身明るく、楽しく、元気な法人会活動が出来たものと、大変満足しています。これもひとえに皆々様のご支援の賜と本会、支部、役員の皆さん、本会ならびに支部の事務局の皆さんに心より感謝申し上げます。さらには飯田法人会を支援してくださる、飯田税務署を始めとする税務関係、各行政機関、提携保険会社の大同生命保険、AIG損害保険、アフラック、税理士会、適正納税を推進するそれぞれの団体と組織、又、飯田商工会議所、各地区の商工会など多くの関係諸団体に深く感謝申し上げると共に、引き続き助け合いの精神を忘れず、大いに交流を深め、地域社会の発展に貢献すべく、共に活動してまいりましょう。

昨年はコロナに始まりコロナで終わる一年でした。不便な生活を余儀なくされ、様々な事業やイベントが延期や中止となりました。また企業や商店さらに地域社会に経済の停滞を招き厳しい経済活動となっています。この状況を一日も早く脱して通常の生活に戻りたいものです。国、行政の支援を受け、この厳しい難局を皆で助け合って乗り越えて行きましょう。法人会への注文やアドバイスがありましたらぜひご連絡下さい。

法人会はよき経営者を目指すものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し納税意識の向上と企業経営及び地域社会の健全な発展に貢献して参ります。会員皆様のご参画をお待ち申し上げます。

結びとなります、法人会役員一同、明るく、楽しく、元気よく、をモットーに活動して参ります。ますますのご支援ご協力をお願いすると共に、会員企業様並びに関係諸団体様のご発展とご隆昌を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和3年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、石井会長をはじめ役員並びに会員の皆様に、税務行政全般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

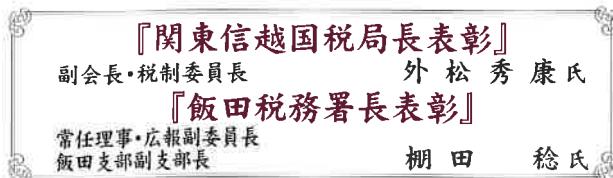
貴会におかれましては、税知識の普及や、会員企業と地域社会の健全な発展のため、各種研修会の開催、会報誌「いいだ法人」による情報提供、税に関する絵はがきの募集など、幅広い事業活動を活発に展開されており、改めて役員並びに会員の皆様のご努力に深く敬意を表する次第です。

中でも、昨秋は、新型コロナウイルス感染症の影響から、全国的な決定により税務署主催の各種説明会を中止せざるを得なかったところ、貴会におかれまして、感染防止策を講じた上で「年末調整研修会」を3か所・6回にわたり開催していただきまして、深く感謝申し上げます。

昨年来、国内外において新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの人々の健康・安全とともに経済にも大きな影響が生じ、飯田・下伊那地区の経済も大きな打撃を受け、依然として皆様もご苦労なさっていること存じます。新しい生活様式の下、感染拡大防止と経済活動との両立により、地域経済が好転していくことを願うばかりです。国税当局では、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれている方々には、申告期限の延長や納税の猶予など、納税者の皆様の実情を踏まえて、迅速かつ柔軟に対応させていただいております。

まもなく令和2年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、税務署の確定申告会場で申告相談をされる場合には、当日配付又はLINEを通じた事前発行により時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。また、これまで以上に、ご自宅からのスマートフォン・パソコンを利用したe-Tax（電子申告）を推進しておりますので、会員企業の役員・従業員の皆様には、マイナンバーカード方式又はID・パスワード方式により、e-Taxをご利用いただきますよう、お願ひいたします。

結びに、新しい年が、穏やかで、貴会と会員の皆様にとりまして幸多き年となりますよう、心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



令和2年度国税関係の納税表彰が、11月13日に飯田税務署において執り行われ、関東信越國稅局長表彰の伝達が外松副会長に、税務署長表彰が棚田常任理事に、それぞれ遠山飯田税務署長から行われた。

今年は新型コロナの影響で例年の式典は開催できなかったが、国税局長（ビデオ）・税務署長両氏から祝辞と、法人会活動を通じ納税意識の高揚に寄与されている功績に対しての感謝の意が表された。

表彰を受けた各位から、法人会の活動や納税意識高揚に更に努めたい旨の謝辞が述べられた。

【外松秀康氏役員歴】

| | |
|-------------|------------------|
| 平成 1年～ 8年 | 青年部幹事 |
| 平成 9年～ 12年 | 青年部副部長 |
| 平成 11年～ 16年 | 本会理事・組織委員、飯田支部理事 |
| 平成 13年～ 14年 | 青年部長 |
| 平成 17年～ 18年 | 広報委員 |
| 平成 19年～ 22年 | 厚生委員 |
| 平成 23年～ 25年 | 総務委員 |
| 平成 25年～ 26年 | 研修委員 |
| 平成 27年～ 30年 | 本会常任理事・組織副委員長 |
| 令和 1年～ | 現職 |

【棚田稔氏役員歴】

| | |
|-------------|-------------------|
| 平成 15年～ 16年 | 本会理事・厚生委員、飯田支部理事 |
| 平成 17年～ 18年 | 青年部副部長 |
| 平成 19年～ 20年 | 広報委員 |
| 平成 21年～ 22年 | 青年部長・県連青年部連絡協議会会长 |
| 平成 23年～ 26年 | 広報副委員長 |
| 平成 27年～ 28年 | 本会常任理事 |
| 平成 29年～ 30年 | 飯田支部常任理事 |
| 令和 1年～ | 現職 |



前列中央左側 外松秀康氏
前列中央右側 棚田 稔氏



税務行政に協力した功績を称えられ、当法人会より石井会長と外松豊常任理事が「県税功労者知事感謝状」を受けられた。

今年度は、コロナ感染防止対策により従来の県飯田合同庁舎での伝達式が行えず、11月16日に師岡清人南信県税事務所飯田事務所長から飯田商工会館会議室での伝達となった。

石井会長は「思いもよらないことで光栄に思う。引き続き法人会の活動を通じて納税意識を高めることに努めたい。」と感謝を述べた。ご都合により不在の外松豊常任理事へは事務局よりお届けをした。

[石井清美氏役員歴]

| | |
|-------------|--------------------|
| 平成 23年～ 24年 | 飯田支部理事 |
| 平成 25年～ 26年 | 本会理事・組織委員、飯田支部副支部長 |
| 平成 27年～ 28年 | 飯田支部支部長 |
| 平成 27年～ 28年 | 本会副会長・厚生委員長 |
| 平成 29年～ | 現職 |

[外松豊氏役員歴]

| | |
|-------------|------------------|
| 平成 15年～ 20年 | 飯田支部理事 |
| 平成 17年～ 20年 | 本会理事・研修委員、飯田支部理事 |
| 平成 21年～ 26年 | 飯田支部常任理事 |
| 平成 21年～ 22年 | 研修副委員長 |
| 平成 23年～ 26年 | 税制副委員長 |
| 平成 25年～ 26年 | 本会常任理事・税制副委員長 |
| 平成 27年～現職 | |

ご功績に感謝と敬意を表し、心よりお祝い申し上げます。



石井会長（左）

各支部で地元市町村に

「令和3年度税制改正に関する提言」活動を実施

毎年、全国法人会総連合では、全国440法人会の税制改正要望事項を取りまとめ、公平で健全な税制の実現のため、政府や関係省庁、地方自治体などに建設的な提言や要望活動を行っております。

飯田法人会では、毎年実施している「会員アンケート調査」結果等を参考に、税制委員会で素案を作成した「税制改正要望」を、定期総会での承認を経て県連へ上げています。同様に全国各地法人会からの要望が各県連を通じ全法連へ上げられます。

本年度も、この全国各地の法人会から上げられた要望や意見がまとめられた「税制改正に関する提言書」が、9月24日開催の全法連理事会において決議されました。

飯田法人会では、全国の法人会と足並みを揃え、12～1月にかけて提言活動を市町村（支部）単位で実施し、「令和3年度税制改正に関する提言」をそれぞれの行政へ提出し、提言書掲載各事項への対応の要望を行いました。

【提言活動実施自治体】

- 12月 2日 壱木村・泰阜村・天龍村
- 12月 7日 阿南町・喬木村
- 12月 8日 阿智村・平谷村・根羽村
- 12月 21日 高森町
- 12月 22日 大鹿村
- 12月 23日 下條村
- 12月 24日 飯田市
- 1月 7日 松川町



石井会長から飯田市へ提言書を提出

地方自治体用

令和3年度税制改正に関する提言（重点項目・地方関係）（要約）

I 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

(1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設げずに分野別の具体

的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 行政改革の徹底

新型コロナウイルス対策については、旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

3. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する

仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

II 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。この理念と手法は地方創生戦略にも通底する。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくかなければ真の活性化にはつながらないからである。

III 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

IV 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さら

に、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

3. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反するとのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

【インターネットセミナーは内容豊富、会員は無料、ご活用ください！】

→飯田法人会ホームページ（→インターネットセミナーから 会員ID：hj0911 パスワード：5775）

★★01月のお勧めセミナー★★

【講師】岡田 晃（経済評論家 大阪経済大学客員教授）

【題目】『2021年、コロナ危機を乗り越え日本経済は必ず復活する！』

★★人気セミナー視聴ランキング★★

1位 講師：川崎 雄司（株式会社 ENJOYNS 代表取締役 近畿大学 学生起業支援ベンチャー講師）

題目：『困難でも折れない心を持つための7つの思考～逆境に負けないぶれない組織力～』

2位 講師：岩見 誠（株式会社ブレーン パソコンセミナー専任講師）

題目：『テレワーク時代のスタンダード「Zoomミーティング」活用セミナー』

3位 講師：矢間 あや（一般社団法人睡眠body協会代表理事・理学療法士・睡眠bodyコンサルタント）

題目：『仮眠・お昼寝のすゝめ～睡眠負債解消法2』

税務署だより

確定申告会場への来場を検討されている方へ

感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、**ご自宅から申告できるe-Tax**をぜひご利用ください。
- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**お電話やチャットボットでも可能**です。e-Taxで分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です。
- ✓ 入場整理券は**各会場で当日配付**しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行**も可能です。オンライン事前発行の詳しい方法は右ページをご確認ください。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする場合**があります。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます（令和3年2月16日掲載開始予定）。

確定申告会場における感染防止対策

確定申告会場にお越しになる方へのお願い

入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ✓ 介助をする等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

税務署での対策のご紹介

- ✓ ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用しています。
- ✓ こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。
- ✓ 職員はマスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理も徹底しています。

※ 令和2年分確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日よりも前から申告相談をお受けしています。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

STEP 1

国税庁を「友だち追加」

国税庁
LINE公式アカウント



* LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

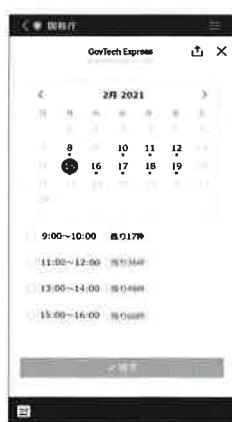
STEP 2

「相談を申し込む」を選択



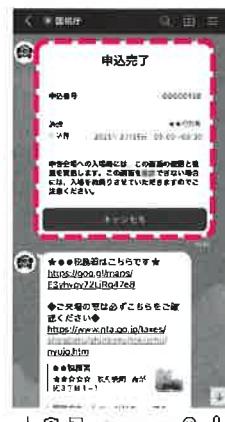
STEP 3

税務署・希望日時を選択



STEP 4

申込完了→会場で提示



入場時には
この画面を
ご提示ください

STEP 1

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

STEP 2

「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP 3

税務署や来場希望日時を選択

STEP 4

内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

申告書の作成でお困りのときは
税務相談チャットボット
「税務職員ふたば」に
ご相談ください



国税庁
確定申告特集
ページはこちら ⇒



税務署窓口における押印の取扱いについて

令和2年12月21日に「令和3年度税制改正の大綱」が閣議決定され、税務関係書類の押印の見直しについて、

「提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、一定の税務関係書類^[注]を除き、押印を要しないこととする」旨の方針が示されました。

この閣議決定に基づき、全国の税務署窓口においては、上記見直しの対象となる税務関係書類について押印がなくとも改めて求めないこととしています。

[注] 見直しの対象から除かれる税務関係書類

(1) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類

(2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

●税理士会だより

事業者の方へ 消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から 登録申請書受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

令和元年10月より消費税率が10%となり、食料品等については軽減税率が適用されました。複数税率に対応したものとして令和5年10月から導入を予定されているのが適格請求書等保存方式（インボイス制度）です。買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿の他、売手から交付を受けた適格請求書等の保存が必要となります。なお、買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

適格請求書とは、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段で登録番号や一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいい、適格請求書を交付することができる者は税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者に限られます。この登録申請書の受付開始は令和3年10月1日となっています。それに伴い適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応する会社の経理システムも必要となります。（右ページ参照）

インボイス制度が導入されれば消費税課税事業者は免税事業者との取引では税額控除ができなくなるので、免税事業者はそのまま免税事業者であり続ける（取引先を失う可能性もあります）か課税事業者となるかの選択を迫られることになります。たとえば売上高のほとんどが対消費者取引ならば免税事業者のままでも問題はないかもしれません。

財務省では、農林水産業などを除く売上1000万円以下の免税事業者約372万社の内、約161万社が課税事業者となるとの試算を、平成31年3月の衆院財務金融委員会で野党議員の質問に答えて明らかにしています。

インボイス制度への移行による適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る仕入税額控除の制限は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの6年間を通して徐々に実施されます。経過措置はありますが、免税事業者は早めの判断が望ましいと考えます。（下図参照）

| 期 間 | 「適格請求書発行事業者以外の者」からの課税仕入れの取扱い |
|----------------------|---|
| ～令和5年9月30日 | 「課税仕入れ等の税額× <u>100%（全額）</u> 」を仕入控除税額の計算に取り込むことができる |
| 令和5年10月1日～令和8年9月30日 | 「課税仕入れ等の税額× <u>80%</u> 」を仕入控除税額の計算に取り込むことができる |
| 令和8年10月1日～令和11年9月30日 | 「課税仕入れ等の税額× <u>50%</u> 」を仕入控除税額の計算に取り込むことができる |
| 令和11年10月1日～ | 「適格請求書発行事業者以外の者」からの課税仕入れは、原則として <u>全額</u> 仕入税額控除の対象とはできない |

ところで、令和3年4月1日から、消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売り段階の価格表示をするときには、総額表示が義務付けられます。事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりません。小売業者やサービス業者は、対応する必要があります。

出典：国税庁のWebサイト・税理士新聞第1687号



関東信越税理士会
飯田支部 副支部長
伊藤日出男

インボイスってナニ?

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



●現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月~

| 請求書 | | 【記載事項】 |
|-----------------|----------|--------------------------|
| ○○㈱御中 | 備△△ | ① 請求書発行事業者の氏名又は名称 |
| ●年■月分 | | ② 取引年月日 |
| ■月▲日 割りばし | 550円 | ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨) |
| ■月▲日 牛 肉 | ※ 5,400円 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 |
| 合 計 | 43,600円 | ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |
| (10%対象 22,000円) | | |
| (8%対象 21,600円) | | |

※は軽減税率対象

<インボイス> 令和5年10月~

| 請求書 | | 【記載事項】 |
|-------------------------|--------------|------------------------|
| ○○㈱御中 | 備△△ (丁1234…) | 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの |
| ●年■月分 | | |
| ■月▲日 割りばし | 550円 | ① 登録番号 《課税事業者のみ登録可》 |
| ■月▲日 牛 肉 | ※ 5,400円 | ② 適用税率 |
| 合 計 | 43,600円 | ③ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| 10%対象 22,000円 内税 2,000円 | | |
| 8%対象 21,600円 内税 1,600円 | | |

※は軽減税率対象

「インボイス制度」ってナニ?

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス^(*)の保存等が必要となります。

(*) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和3年10月1日
登録申請書の
受付開始

令和5年3月31日

令和5年10月1日
インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

* 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。

登録申請は、**e-Tax**をご利用いただくと手順がスムーズです。個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度に関するお問合せ先

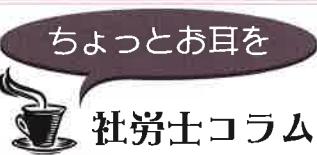
- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

[専用ダイヤル] 0120-205-553(無料)
[受付時間] 9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ





~働き方改革~
「契約社員と正社員は
何がどう違うのですか？」



社会保険労務士
うえすぎしのぶ
上杉信夫
(飯田法人会会員)
明治大学大学院卒
(経営学研究科博士前期課程)

契約社員とは、会社と雇用契約期間を定めた労働契約（雇用期間の定めが有るので**有期労働契約**と言います）を結んで働く社員のことです。一方、**正社員**には雇用契約期間の定めが有りません。その点が一番大きな違いです。したがって、契約社員は、雇用期間が終了しますと会社と社員との間で更新の合意が無い限り、労働契約もそこで終了します。

以下、Q & A 形式でご説明いたします。

Q 契約社員は社会保険に入れますか？

A 社会保険は、労働時間などの加入条件を満たしていれば、強制加入となります。契約社員だからと言って、社会保険について正社員と違う点はありません。労働時間などの加入条件を満たしていれば被保険者資格が有り、加入しなければ違法となります。

Q 契約社員のメリットは何ですか？

A 契約社員でも、与えられた仕事の内容とか勤務日数とか勤務時間が正社員に近かったり、同等だったりすれば、正社員ほどでなくとも正社員に近いお給料をいただくことができるでしょう。勤務時間が正社員とさほど変わらなかったり同等だったりすれば、前述しましたように、職場にあって正社員ほどの責任を負わされることもないわけですから、定時にお仕事を終えてすぐに帰宅することができるでしょう。自分の趣味や夢（自分が思い描いて目下取り組んでいる将来の夢です）、育児などのプライベートとお仕事の両立が可能になります。会社の期待に応えてお仕事がしっかりでき、また自分の自由に使える時間もしっかりと確保できるということは、無理のないワークライフバランスを保って生活ができます。

Q 契約社員のデメリットは何ですか？

A 雇用（契約）期間中であれば、よほどのことがない限り、会社から一方的に労働契約を打ち切られることはないと想いますが、雇用（契約）期間が満了したら、その時点で、もうその会社で働き続けることができなくなってしまうことです。会社が契約の更新をしてくれることが（契約更新の）条件になりますので、実際問題として、その契約社員が希望するだけでは契約更新に結びつかない場合が多いのが実情です。

会社から契約の更新を拒否されると、そこで労働契約は終了し、せっかくお仕事に慣れて職場の皆さんと親しくなれた頃にその職場を去る可能性がありますのでそれは切ないです。私はその点が一番のデメリットだと思っています。

…さて、それらの問題が背景となって労働契約法が改正され有期労働者の無期転換ルールという制度ができました。有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、契約社員の申し込みによって、期間の定めの無い労働契約に転換されるというもので、それによってすんなりと正社員になれるというわけではないのですが、それでもこの制度によって契約社員の地位が安定するのではないかと期待されています。「無期転換ルール」については、本会報第132号で詳しくお話しをさせていただいているので、ぜひご参考にしていただけたら幸いです。

租税教育 推進協議会 「ポスター・絵はがき優秀作品表彰」

令和 2 年度租税教育推進協議会（税務官庁、市町村、教育関係者、税務関係団体）総会がコロナ禍によって開催できず書面決議等の対応となった。

コロナの助成金等、まさに私たちの納める税金で国を支えている。こうした税の意義、役割を正しく知つてもらう機会として次代を担う児童及び生徒の「税に関するポスター・作文・標語」作品を毎年募集している。昨年度より当会女性部が募集している「絵はがき作品」も同協議会の表彰式に加えていただいている。



遠山税務署長(左) 五十君女性部長 豊丘北小大倉さん(中) 大平校長先生(右)

今年度は、コロナの影響で、租税教室も開催できず、応募作品も大変少なくなった中から、飯田税務署長をはじめ市町村長、飯田法人会各支部長、各関係団体長



壳木小清水さん(左) 関島法人会事務局長(右)



石井会長(左) 松尾小三ツ石さん(中) 担任の先生(右)

より優秀作品が選ばれた。一堂に会しての表彰式が行えないため、学校の休み時間をお借りして、学校へのお届け・表彰となった。

当会では、飯田税務署管内のポスター・標語・絵はがき応募者全員に「租税教育下敷き(スゴイぞ！日本の A I 性能)」300 枚を贈呈し、税金の使われ方等を PR した。

なお、この下敷きは、毎年、応募者全員に贈呈するため、制作元の四谷法人会から購入している。今年度も注文をしたところ、7 月の豪雨で長野県下被災のお見舞いとして寄付してくださること。四谷法人会さんに心より感謝を申し上げ、ご報告します。



天龍小は支部事務局が宮島校長先生にお預けした

令和 2 年度 各租税教育推進協議会法人会関係受賞者名簿

| 租推協名 | 作品 | 賞 名 | 学校名 | 学年 | 氏名 |
|------|------|---------------------|--------|-----|-------|
| 飯田市 | ポスター | 一般社団法人飯田法人会飯田支部長賞 | 山本小学校 | 6 年 | 熊崎 竜馬 |
| 高森町 | ポスター | 一般社団法人飯田法人会高森支部長賞 | 高森南小学校 | 6 年 | 田桐 碧生 |
| 壳木村 | ポスター | 一般社団法人飯田法人会阿南壳木支部長賞 | 壳木小学校 | 5 年 | 藏本 梨里 |

| 租推協名 | 作品 | 賞 名 | 学校名 | 学年 | 氏名 |
|------|------|---------------------|--------|-----|-------|
| 豊丘村 | 絵はがき | 飯田税務署長賞 | 豊丘北小学校 | 6 年 | 大倉明美香 |
| 飯田市 | 絵はがき | 一般社団法人飯田法人会会長賞 | 松尾小学校 | 6 年 | 三ツ石 翔 |
| 壳木村 | 絵はがき | 一般社団法人飯田法人会阿南壳木支部長賞 | 壳木小学校 | 6 年 | 清水 雲文 |
| 天龍村 | 絵はがき | 一般社団法人飯田法人会天龍支部長賞 | 天龍小学校 | 6 年 | 熊谷 朋哉 |

第5回「税に関する絵はがきコンクール」優秀作品と展示

当会女性部（五十君永子部長 部員206名）は、第5回の絵はがきコンクールを実施し表彰を行った。

今年はコロナ禍の中、青年部の出前租税教室も実施できなかったが、飯田税務署のご協力により6月中には飯田下伊那全小学校6年生へ絵はがきコンクールの応募用紙を送付し応募を依頼した。9月末に締め切り、応募数は昨年より減ったが35作品の応募があった。

10月28日には飯田税務署、女性部役員、事務局による選定会を開催の上、優秀4作品を選出し、「税を考える週間」(11/7～17)中、ポスターや作文とともに、

イオン・アップルロード店に展示し、税の大切さをアピールした。

選ばれた4作品は偶然にも同じ「支える」の言葉が大きく入っており、このコロナ禍の中で、税金が国を、国民の生活を支えていることを児童さんも強く感じての表現となったかと推察される。

また、応募全作品は今年度も、税務署の協力をいただき、確定申告の時期に合わせて申告会場への展示を予定している。



飯田税務署長賞 豊丘北小 大倉明美香さん



天龍支部長賞 天龍小 熊谷朋哉さん



飯田法人会長賞 松尾小 三ツ石翔さん



阿南壳木支部長賞 壳木小 清水雲文さん

※応募された絵はがき作品は今後の会報で最終ページにカラーで掲載します



イオン・アップルロード店に展示された優秀作品



茂原法人会創立70周年 記念式典に出席して

会長 石井 清美

昨年の11月10日、姉妹提携法人会茂原法人会の創立70周年記念式典のご招待をいただき、コロナ禍でしたので細心の注意をし車で直行直帰、私一人、飯田法人会を代表し行って参りました。

会場は千葉県房総半島の九十九里浜沿いのホテル一宮シーサイドオオツカでした。東京オリンピックではこの先の浜辺がサーフィン大会の会場となるとのことです。



式典は、第一部を瀬古利彦氏の記念講演会、第二部記念式典には鈴木茂原税務署長はじめ千葉県法人会連合会花島会長、市長、警察署長ほかご来賓のご列席がありました。コロナ禍により、役員・会員の人数制限をし、式典のみで懇親会は行わない中の開催でした。

姉妹法人会として、式典の中で、私からも一言「昨年の夏は、姉妹提携25周年記念式典を開催いただき、飯田から役職員多数の参加ができ、ありがとうございました。茂原法人会創立70周年を迎える、私共飯田法人会創立より14年の大先輩です。今後も末永く30周年、40周年と仲良く交流を深めましょう。」と祝辞を述べさせていただきました。

瀬古利彦氏の記念講演会テーマは「心で走る」でした。一番印象に残っているのは、「ライバルが大切、自分自身を育てくれた旭化成の宗茂・猛兄弟とはライバル関係でした。ライバルが1日42.195kmを2本、85km以上走ると聞き、1日100km走ったこともありました。」と。現在、瀬古さんは、マラソン界の運営責任者として、選考会の方法を変え、MGCの開催、優勝賞金1億円など、選手のモチベーションアップに尽力されています。また、マラソン女子の増田明美さんは茂原出身とのお話をしました。

今後も茂原法人会との交流を大切に、切磋琢磨して企業支援と地域の発展に貢献したいものです。



講師瀬古さんを囲んで両法人会会長

第21回 会員親睦ゴルフコンペ ～コロナに負けるな！ハーフスコアで勝負！～

新型コロナ感染拡大が心配される中でしたが、厚生委員会で慎重な協議の結果、毎年コンペを楽しみにしてくださる会員もあることから、感染対策をしっかりとしたうえで、募集人数の制限、ハーフ競技を順位対象とし表彰式も行わないかたちでの開催となりました。10月13日、秋晴れの下、飯田カントリー倶楽部にて45名の参加をいただきました。

法人会保険受託会社の大同生命、アフラック、AIG損保のほか、飯田カントリーからご提供いただいた賞品が、前半の成績により、18ホールプレー終了の順に厚生委員から渡され、留まることなくスムーズな運営・開催ができましたこと、皆様にはご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

優勝者の下原氏は、昨年1月に法人会へ加入したばかりで大変喜んでいらっしゃいました。



終了と同時に厚生委員から賞品のお渡し

【結果】(新ペリア方式ハーフ競技対象)

- ・総合優勝…下原秀男氏 (NET33.8) =南国飯店
- ・準優勝…杉本克郎氏 (34.0) =杉本ハウレン株
- ・3位…木村伸吾氏 (34.2) =(有)キムラ
- ・ベストグロス…江取研二氏 (GROSS 37) =信州建装株



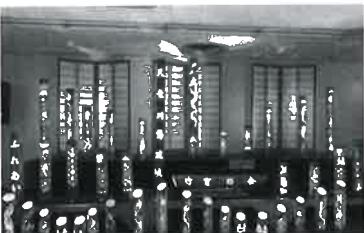
優勝の下原氏（右）と宮嶋厚生委員長

「灯りに願いを」 まつかわ町を照らす光の道しるべ

飯田法人会松川支部 女性部長 米山郁子

コロナ禍であり、経済状況に於いても低迷が続いている、心の余裕がない状況です。これからも After コロナとしてコロナと向き合い新しい生活様式に変える必要があります。

松川町に於いても事業が出来ない状態になっていました。特に新井商店街で毎年



竹灯籠に癒やされて

開催されている「祇園まつり」という大きなイベントが中止となり、町の活性化も停滞していた状態でした。



飯田法人会松川支部（大場俊明支部長 会員158社 6月末現在）では「まつかわ町民提案型まちづくり事業」を申請し補助金を活用。「灯りに願いを」と題して町の産業経済、商店街、飲食店、農業の回復を願い、新井商店街へ飯田市の「長野原竹宵の会」の竹灯籠と地元育成会の子ども達による手作りペットボトル灯籠、南信州まつかわりんごワイン・シードル振興会による瓶ライトを展示しました。

天候にも恵まれ秋風を感じながら商店街を散策し、灯籠に癒された賑わいある3日間となりました。

ZOOM研修会開催

～初心者でもZOOMが楽しくなるセミナー～



8月20日、コロナウィルス感染拡大に伴い感染防止対策として現在利用が広がっているツールの「zoom研修会」を、講師に伊坪ビジネス(株)の木村茂夫氏を招き開催した。

感染予防のため定員を制限し、手指消毒、体温チェック、部屋の換気等を徹底して24名の受講者が参加された。

参加方法・開催する方法・便利な使い方までを木村先生と伊坪ビジネスを実際にオンラインで繋ぎながら分かりやすくご説明をいただいた。

これからオンライン会議、研修、テレワーク導入を検討中の会員の方に大変好評だった。



年末調整の研修会を開催 密を避け回数を増やして



毎年税務署が開催している「年末調整説明会」が、新型コロナの影響から、全国的に開催不能となったことを踏まえ、税務署とも協議の結果、飯田法人会が研修会として開催した。

11月19日から4日間、延べ6回を3会場（南信州飯田産業センター・阿智村中央公民館・阿南文化会館）で開催し、出席者は計307名であった。

研修内容は従来と同様で、税務署と市町村の担当者を講師とし、年末調整に関する各種書類の記載や提出の方法などについて説明があった。



新型コロナ感染防止が、当研修会実施の課題であったが、3密を避けるため、

○予め参加者の氏名を把握（記名申込）

○1回当たりの出席者数を制限

○受講は1机1人

○終了毎に机の消毒

○換気の徹底

○マスク着用と検温及び手指の消毒 等々徹底した。

年末調整の制度に改正事項が多く、出席者は熱心に受講していた。

実施状況詳細は下表のとおり。

| 開催日 | 開催時間 | 開催場所 | 参集範囲・対象地域 | 参加人数 |
|--------------|---------------------|-----------------------------|--|------|
| 11/19 (木) | 10:00 ~ 12:00 | 南信州 飯田産業センター (エス・バード) | 飯田市 企業の頭文字 (ア~キ行) | 61名 |
| | 13:30 ~ 15:30 | | 飯田市 企業の頭文字 (ク~タ行) | 64名 |
| 11/20 (金) | 10:00 ~ 12:00 | | 飯田市 企業の頭文字 (ナ~ヤ行) | 61名 |
| | 13:30 ~ 15:30 | | 飯田市 企業の頭文字 (ラ~ワ行) 松川町、高森町、 喬木村、豊丘村、大鹿村 | 55名 |
| 11/24 (火) | 13:30 ~ 15:30 | 阿智村中央公民館 | 阿智村、平谷村、 根羽村 | 40名 |
| 11/26 (木) | 13:30 ~ 15:30 | 阿南町阿南文化会館 | 阿南町、下條村、 壳木村、天龍村、 泰阜村 | 26名 |

**—飯田支部税務研修会—
「コロナ禍での税務・金融・給付金について」**

飯田支部（久保田和彦支部長 会員数1,480社6月末現在）は、11月9日、10日の両日、午前・午後に分けて合計4回同内容の研修会をエス・バードにて行った。

新型コロナウイルス感染拡大防止の影響から、支部の各地区で開催していた研修会が開催できない状況が続く中、密を避けた人数制限、検温、消毒、換気など感染防止対策をした上で開催には、会場準備や受付など役員の協力もあり、合計142名の出席があった。

講師には税理士会飯田支部より派遣の森本幸登・戸崎博両税理士をお願いし、テーマと同内容の冊子テキ

ストに基づき解説をいただいた。この時点では、実際多くの補助金申請をされた税理士は具体的な内容、申請方法、また税金面の猶予など詳しく解説し、最後には、コロナに負けないオンライン企業になる夢を持つてとエールをいただき大変好評だった。



講師 戸崎税理士

森本税理士

**要チェック****《お知らせ掲示板》**

—新春経済講演会—

『世界の潮流、日本の現状』

講師：信州大学特任准教授

ニューヨーク州弁護士

山口 真由 氏

開催日：2月24日（水）

時間：13:30～15:00

会場：シルクプラザ（飯田市育良町）

定員：100名

※詳細と申込は同封ご案内ちらし参照

決算期別説明会

日時：**3月19日（金）**

午前の部 10:00～11:30

午後の部 14:00～15:30

会場：南信州・飯田産業センター

エス・バード

（旧飯田工業高校 座光寺）

対象：4・5・6月決算法人

講師：飯田税務署担当官

内容：「消費税のインボイス登録申請について」

「決算と申告の注意事項」

「調査指導から見た注意点」

※受講には事前申し込みが必要です。

会員には受講証シール（オレンジ）をお渡しします。

※会場は3密を避けるなどコロナ対策をし、開催しますが、感染状況により中止となる場合がございますのでご承知あきください。

女性部税務署長講話

開催日時：2月5日（金）午前10:20～受付

講師：飯田税務署長 遠山 秀治 氏

会場：ビーラクスマツカワ

講話：90分 昼食代（500円）

※女性部会員も同時募集中！

※女性部員には往復はがきでご案内しました。講話の聴講はどなたでも歓迎します。事務局までお申し込みください。

※会場は3密を避けるなどコロナ対策をし、開催しますが、感染状況により中止となる場合がございますので、ご承知あきください。

第9回 本会通常総会

開催日：6月3日（木）

講演会 13:30～ 総会 15:10～ 懇親会 17:00～ 記念講演会

講師：元トヨタ自動車レクサスブランドマネジメント部長 高田 敦史氏

テーマ：「トヨタで学んだ組織マネジメント

～チャレンジできる組織に変革させる～」（仮題）

会場：シルクホテル

※ご案内通知は4月発送予定です。

※会場は3密を避けるなどコロナ対策をし、開催しますが、感染状況により講演会・懇親会等中止となる場合がございますので、ご承知あきください。

優良経理担当者表彰の推薦

10年以上勤務の経理担当者を表彰し労う制度です。企業負担は3,000円で表彰状授与と記念品の贈呈をします。

申込み期限：4月15日（木）

※詳細と申込は同封のご案内参照

シンカする大同生命。

T&D
T&D保険グループ

大同生命は今や“万一のとき”的生命保険だけではありません。
保険を深化させて、経営者が働けなくなったときまでサポートする「トータルな保障」を提供。
さらに、生命保険の枠にとらわれない新化で、ロボットによる難病治療や「健康経営[®]」も支援。
生命保険を深く、新しく、シンカさせることで大同生命の真価を発揮していきます。

すべては、中小企業のみなさまのために。

トータルな企業保障
経営者個人の保障 HAL プラス特約 中小企業向けサービス

※正式名称：無配当ロボットスース歩行運動処置給付特約【特定難病用・保険料不要型】
松本支社/長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル3F) TEL 0263-32-0829

DAIIDO 大同生命保険株式会社

令和3年度 絵はがき優秀作品



飯田税務署長賞
豊丘北小学校 大倉明美香さん



阿南壳木支部長賞
壳木小学校 清水 雲文さん

編集後記

令和3年の幕開けを素直に寿ぐ気持ちになれないのは私だけでしょうか。

人類の歴史は自然災害と飢餓、疫病との戦いであるとも言える一面を持っている。終わりの見えないコロナ禍に世界中が喘いでいる。

人々の閉塞感も半端ない。コロナ景気にホクホクの企業はよいが、業種によっては大打撃の所も少なくない。このままだと企業存続が危ぶまれる「日本ってこんなにお粗末な国だったんだろうか?」なあんて思ってしまう。

『孫子』の中に「彼を知り己を知れば百戦殆からず」とか。コロナという物の正体やいかに? 必ずや追求し尽くし、打ち勝たねばならないかと。

そしてまた「打つ手は無限」とも。エッ? そうなの? ジャあこのコロナ禍、知恵を絞り自社の存続を計らねば。道は自ら開くのみ?



広報委員 中島律子

いいだ法人 第144号 2021・1 冬 Winter

令和3年1月26日発行

年4回発行／一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階
TEL(0265)52-5775・FAX(0265)52-5776
e-mail:iho@iidadhoujinkai.jp URL http://www.iidadhoujinkai.jp/

広報委員長・児島博司
副委員長・棚田 稔
副委員長・南島治史
委員・木下裕介・塚平一人・熊谷 弘
・中島律子・中島 隆・小林亮夫

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。